

	質問項目	回答
1. 総論		
	緊急事態措置終了後も時短要請等を行う趣旨・目的は？	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数が減少し、医療のひっ迫状況も改善しているものの、依然として高い水準にあり、経済活動を段階的に緩和していく対応が必要です。このため、10月24日まで府民の皆様へ感染防止対策の徹底等を引き続きお願いするものです。
	この間（10月1日～10月24日）の主な要請内容は？	<ul style="list-style-type: none"> 主な要請内容は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ●府民への呼びかけ 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること ●施設について《飲食店等への要請》 カラオケ自粛、同一グループ・同一テーブル原則4人以内 【ゴールドステッカー認証店舗】時短（～21時）、酒類提供は11時～20時半 【その他の店舗】時短（～20時）、酒類提供は自粛 ●施設について《飲食店等以外への要請》 （1,000㎡超の施設のみ）時短（～21時）の働きかけ、適切な入場整理等の実施 <p>※措置内容の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/yousei20211001-.html</p>
	時短要請等の延長の可能性は？	<ul style="list-style-type: none"> 感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫状況を踏まえ、基本的対処方針に基づき、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断します。
2. 府民・大学・経済界への呼びかけ		
	旅行や帰省等の外出は自粛の対象外か。	<ul style="list-style-type: none"> 外出される際は、混雑している場所や時間を避け、感染防止対策を徹底した上で行ってください。ワクチン接種を完了されていない方などは、旅行等の前に検査の受診をご検討ください。
3. イベントの開催について		
イベントの開催について		
	イベントの開催制限を継続するのはなぜか？	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本的対処方針に基づき、感染の再拡大を抑えるため、緊急事態宣言解除後1か月の経過措置として、資料記載のとおり、規模要件等に沿った開催の要請を行っております。
	大声のあり、なしを判断する具体的な基準は？	<ul style="list-style-type: none"> 資料に記載のとおり、「大声なし」はクラシック音楽コンサートや展示会等、「大声あり」はロック・ポップコンサートやナイトクラブでのイベント等を想定しています。なお、府にご相談いただければ、過去に開催された同様のイベントの音声又は動画のデータ等で確認することとなります。（府HPも参照下さい） https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html
	チケット販売の取り扱いはどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> チケット販売済の場合でも、人流を抑制するため、資料記載の要請内容に応じて、規模要件等を踏まえた開催等にご協力をお願いします。なお、9月12日までに販売済みのチケットについては、必ずしも、開催要件を満たしていなくても開催可能です。
	キャンセル料はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。
4. 施設について		
飲食店等への要請		
	ゴールドステッカー認証店舗のみ酒類を提供可能としたのは、なぜか？	<ul style="list-style-type: none"> 政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。 飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、様々な感染防止対策が認証基準となっている、ゴールドステッカー認証店舗のみに酒類の提供を可能とし、感染対策の徹底をお願いするものです。
	ゴールドステッカーを申請中でも、酒類の提供は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 酒類提供が可能となるのは認証店舗のみです。申請中の店舗は、酒類提供を自粛してください。
	カラオケボックスがゴールドステッカーの認証を受けた場合、酒類の提供は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店営業許可を受けているカラオケボックスであって、感染防止認証ゴールドステッカーの認証店舗であれば、酒類提供が可能です。
	カラオケ設備のある飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）への要請内容はどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店営業許可を受けている飲食店等に対しては、「営業時間短縮」「酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）の自粛（※）」「同一グループ・同一テーブル原則4人以内」「カラオケ設備の利用自粛」を要請しております。 <p>※ ゴールドステッカー認証店舗では、酒類の提供が可能。</p>
	居酒屋等で酒類の提供をしなければ、営業時間の短縮をしなくて良いのか？	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店等に対しては、営業時間短縮、酒類提供の自粛（※）、同一グループ・同一テーブル原則4人以内、カラオケ設備の利用自粛を、それぞれ要請しておりますので、酒類提供を自粛しても、時短要請が緩和されるものではありません。 <p>※ ゴールドステッカー認証店舗では、酒類の提供が可能。</p>

酒類の提供をしないグループであっても、4人以内で入店しなければならないのか？	・感染拡大防止の観点から、酒類提供の有無にかかわらず、同一グループ・同一テーブル原則4人以内とするよう要請しています。
要請に応じなかった場合の罰則はあるのか？	・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請であり、応じなかった場合の罰則規定はありませんが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。
カラオケ設備の利用自粛要請とは、カラオケ設備の設置自体が自粛の対象か？	・令和3年8月18日国事務連絡に記載のとおり、カラオケ設備の利用自粛要請はカラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではなく、新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置です。 令和3年8月18日国事務連絡（「3. カラオケ設備の利用自粛等に関する考え方について」参照） https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20210818_jimurenaku.pdf
ボトルキープによる提供は、酒類の提供に該当するか？	・ボトルキープしている場合も、酒類の提供に当たります。
結婚式場で飲食する場合、人数に係る考え方は？	・飲食の場の感染リスクを抑える観点から、同一テーブル原則4人以内とするよう要請しています。なお、結婚式は「同一グループ4人」の要請はしておりません。ただし、テーブル間での移動はできる限り控えていただきますよう、お願いします。
飲食店営業許可を受けている結婚式場や宴会場で、使用を結婚式に限定している場合、ゴールドステッカーの対象外となるが、要請内容はどのようなものか。	・ゴールドステッカー認証対象外の飲食店営業許可を受けている結婚式場等は、業種別ガイドラインの遵守等、業態に応じた感染防止対策が徹底されていれば、ゴールドステッカー認証店舗と同様の要請（※）の対象となります。 ・なお、結婚式以外の用途にも用いられる場合はゴールドステッカー認証の対象となりますので、ゴールドステッカーを取得した場合に限り、（※）の要請となります。 ※「営業時間短縮（21時まで）」「酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は11時～20時30分」「同一テーブル原則4人以内」「カラオケ設備の利用自粛」
集会場等で集会をする場合、人数や飲食に係る考え方は？	・イベントの開催制限と同様の人数上限・収容率とし、飲食の提供は21時まで（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時～20時30分）とするよう要請しています。なお、酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内などの感染防止対策を守った上で行ってください。
5. 主な支援金等（緊急事態措置QAから引き続き）	
休止要請等に関する各種支援策について	・国、府等における府民・事業者の皆様への支援策については、府HPで取りまとめております（随時更新）ので、ご参照下さい。 【新型コロナウイルス感染症対策支援情報について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html
大規模施設の休止・時短要請に伴う支援金について	・以下の府HPを参照してください。（10月1日以降は支給対象外です） 【大阪府大規模施設等協力金】 https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/daikibo_toppage/index.html
飲食店等の休止・時短要請に対する協力金について	・以下の府HPを参照してください。 【大阪府内の飲食店等を対象とする大阪府営業時間短縮等協力金】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-9ki/index.html
関連事業者への支援について	・時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引がある又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた全国の中堅・中小事業者に対して、国において支援策を設けています。 【経済産業省「月次支援金」】 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html